

平成 27 年 11 月 30 日

厚生労働省社会・援護局長 石井 淳子 様
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 香取 照幸 様
社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 委員長 松原 康雄 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 鎌倉 克英
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木 一恵
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子
一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟 会長 二木 立
一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 会長 長谷川 匡俊
一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会 会長 伊東 秀幸
一般社団法人日本社会福祉学会 会長 岩田 正美

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）」 についての意見

貴職におかれましては、子ども家庭支援施策の推進に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

平成 27 年 11 月 27 日に開催された「第 3 回新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」において「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）」（以下、「たたき台」という。）が示されました。たたき台で示されている「2. 基本的な考え方」及び、子どもの権利を主体とすることや子どもの最善の利益を優先することが盛り込まれた点は、極めて重要な視点であると認識しております。

また、これらの基本的な考え方を実現するうえで、「8. 職員の専門性の向上」にある【抜本的法改正で実現させるべき姿】では、「児童相談所に配置することが必要な人材については、法律上明確に位置づける」と言及している点も必要性を認識しておりますが、記載されている事項のうち、以下の点について、意見いたします。

1 児童相談所へ配置する職員の法律上の規定について

たたき台「8 - (1) - ①」では、「必要な人材については、法律上明確に位置づける」こととされている。

ここでは「教育・指導・訓練担当児童福祉司」について「次に述べる公的資格を有する者」を任用要件とするところがある。「次に述べる公的資格」が、次項目に

ある「児童心理司、保健師、医師」を指すのであれば、これは「児童福祉司として一定期間以上の実務経験を有する者」とするべきである。

また、児童相談所に必要な人材として、「児童心理司、保健師、医師について法律上、児童相談所への配置を明記する。」ということであれば、ソーシャルワーク業務を行う国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士が記されておらず、本委員会の検討の経緯及びたたき台における児童相談所の職員に求められる専門性の考え方に鑑みて、この記述は到底容認できるものではなく、当然のことながら社会福祉士及び精神保健福祉士も法律上に明記することとすべきである。

2 指導的職員の資格創設にかかる委員会設置について

たたき台「12-②法改正時に制度等の整備時期を定め、一定期間内で実施に移すべき事項」において、「子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格創設には別途委員会を設置して検討する」とされている。たたき台に記述された「指導的職員が有すべき知識・技能はソーシャルワークを基盤」とすることには全く同感であり、検討を行う委員会の設置に際しては、単に私たちソーシャルワーク関係団体へのヒアリング等で済ませるのではなく、私たちソーシャルワーク分野に関わる団体から委員を選任した上で検討すべきである。

以上

<本件お問合せ>

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会
事務局（担当：小森）
〒108-0075 東京都港区港南四丁目七番八号
都漁連水産会館6階
電話：03-5495-7242
E-mail：office@jascsw.jp